

平成 29 年度

第 1 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 29 年度第 1 回寝屋川市景観審議会

日時：平成 29 年 7 月 24 日(月)

午後 1 時 30 分から

場所：議会棟 5 階第二委員会室

《次 第》

1 開 会

2 景観審議会に報告するもの

- (1) 寝屋川市景観審議会スケジュールについて
- (2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（試案）」について
- (3) 屋外広告物指定区域追加指定に伴う「寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（試案）」について
- (4) 景観・屋外広告物に関するアンケート調査について

3 景観重点候補地区視察

4 閉 会

以 上

平成 29 年度第 1 回寝屋川市景観審議会 会議録

1 日 時 : 平成 29 年 7 月 24 日 (月) 午後 1 時 30 分～2 時 45 分

2 場 所 : 議会棟 5 階第二委員会室

3 出席者

委 員

会 長

増 田 昇

副会長

山 野 高 志

委 員

坂 口 行 洋

委 員

井 上 容 子

委 員

白 川 清 司

委 員

熊 田 将 男

委 員

星 野 創

委 員

中 村 一 二 三

委 員

三 宅 秀 明

理事兼まち政策部長

茂 福 隆 幸

まち政策部次長兼まちづくり指導課課長

宮 永 稔 生

まちづくり指導課長

野 口 勝 彦

都市計画室長

竹 本 明 広

都市計画室課長

仲 西 淳

道路建設課長

監 物 宏 一

事務局 まちづくり指導課

係長 乾 佳 純

同

係長 下 谷 和 生

同

係長 荒 垣 幸 信

同

主査 西 山 修 治

4 傍聴人 0 名

5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

只今より平成 29 年度第 1 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。

本日はご多忙またお暑いなか、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、まちづくり指導課管理担当係長の乾でございます。

本日は、委員 10 名中 9 名の出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

なお、当審議会につきましては、公開となっております。傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、本日の審議会につきましては、今年度、初めての開催ということとなっておりますので、改めまして、出席者全員を順不同にてご紹介させていただきます。

初めに、大阪府立大学大学名誉教授、研究推進機構特任教授で寝屋川市景観審議会会長を務めていただいております、増田昇様でございます。

次に、大阪府立工業高等専門学校、准教授で、同景観審議会副会長を務めていただいております、山野高志様でございます。

次に、俵法律事務所所属弁護士の阪口行洋様でございます。

次に、奈良女子大学教授の井上容子様でございます。

次に、元寝屋川市理事の白川清司様でございます。

次に、(株)安井建築設計事務所工事監理部長の熊田将男様でございます。

次に、自治推進協議会副会長の中村一二三様でございます。

次に、北大阪商工会議所、寝屋川支所長の星野創様でございます。

次に、一般公募委員の三宅秀明様でございます。

続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。

景観審議会を所管いたします理事兼まち政策部長の茂福でございます。まち政策部次長兼まちづくり指導課課長の宮永でございます。都市計画室長の竹本でございます。都市計画室課長の仲西でございます。道路建設課長の監物でございます。まちづくり指導課長の野口でございます。同じくまちづくり指導課開発担当係長の荒垣でございます。建築担当係長の下谷でございます。開発担当主査の西山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、まち政策部次長兼まちづくり指導課長の宮永よりご挨拶申し上げます。

宮永次長

<開会の挨拶>

事務局

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、平成29年度第1回寝屋川市景観審議会次第、次に、配席図、資料1といたしまして寝屋川市景観審議会スケジュール、資料2として寝屋川市景観計画変更(試案)、

ここで、訂正がございますので、資料2の8ページをお開き下さい。⑫の萱島駅周辺景観重点地区図に(仮称)萱島駅周辺景観重点地区となっておりますので、誠に恐縮でございますが(仮称)を削除いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、資料3として寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(試案)資料4として景観重点候補地区資料、資料5として景観・屋外広告物に関するアンケート調査、資料6としてアンケート調査(参考資料)、資料7としてパワーポイント資料以上でございます。

資料につきましては、事前に配付をさせていただいておりますが、お持ちでない方や不足等のある方は、お申し出いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、報告案件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、ホームページ及び市役所情報コーナーにて、公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、平成29年度の第1回目の景観審議会を開催したいと思います。本年度もよろしくお願いいたします。本日の案件ですけれど(1)から(4)まで全て報告案件となっております。順次報告いただきながら、意見交換をして一旦閉会をしたのち、景観重点候補地区の視察となっているとのこと。どうもお聞きしているとマイクロバスから外には出ないとのこと。それでは、事務局から報告よろしくお願いいたします。

事務局

<(1)寝屋川市景観審議会スケジュールについて説明>

会 長

(1)寝屋川市景観審議会スケジュールに対してご意見ありませんか。

委 員

(一同)意見なし。

事務局

<(2)景観重点地区追加指定に伴う寝屋川市景観計画変更(試案)、(3)屋外広告物指定区域追加指定に伴う寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加(試案)、(4)景観・屋外広告物に関するアンケート調査について報告>

会 長

ただ今、ご紹介ご報告いただきました(2)重点地区追加に伴う計画変更試案について、ご説明いただきましたけれど、なにかご意見ご質問、お気づきのことはございますでしょうか。いかがでしょうか。

1点申し訳ないのですが、A,B,C,Dゾーンについて、前回資料にはあるが、今回資料にはないですね。さっきから、A,B,C,Dゾーンで説明されていますが、今回資料にありませんので、説明してもらませんか。

事務局

資料4の5ページにございます。こちらの方もラインが入っておらず、不明確となっております。

会 長

ここにあるんやね。

今回は、Dゾーンはまちづくり勉強会が動いているので、Dを除くA,B,Cゾーンについて今回アンケートを取ったりするということですか。

事務局

先ほども申しましたが、AとDゾーンは、道路拡幅部分の道路端から10メートル。Dゾーンも道路端から10メートルは区域に入っています。B,Cゾーンは全部含めさせていただいています。Dゾーンにつきましては、まちづくり勉強会をやっておりますので、そこでまちづくりの一定の方向性、区域設定が出ましたらDゾーンを含めて検討して行きたいと考えています。

会 長

A,B,C,Dゾーンを見つけることができなかつたものですから。

他、なにかありませんか。いかがでしょうか。

はい、〇〇委員

委 員

いまのをもう一度説明していただけないでしょうか。

Aゾーンというのは、どこまらどこまでなんでしょうか。

事務局

(パワーポイントを用いてA,B,C,Dゾーンの区域説明)

A,Dゾーンについては、道路拡幅した道路端から10メートルで考えてございます。

B,Cゾーンについては、下の近隣商業地域までがCゾーン、上の近隣商業地域までがBゾーンとなっておりますので、B、Cゾーンは全て今回区域に入れたいと考えてございます。

委 員

いまの件は、わかりました。もう1点色彩計画の件ですが、これを決めていただいた経緯は、十分承知していますが、いま改めて見させていただきますと明度が非常に低い明度3以上であることから、これは、彩度と明度の組み合わせである程度彩度が高ければ色味が感じられるので違和感を感じられないかもしれませんが、彩度が低いところで明度3ということは、反射率6パーセントということなので、大面積ではほとんど黒い建物という感じかなと考えられますけどこのあたりをどのようにご指導されるのでしょうか。

会 長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

事務局

先ほど、ご説明させていただきましたように、駅周辺につきましても、整合性を図る観点から同様の基準としておりますがご指摘の点につきましても、立面図あるいは写真等々との協議の中で、当然、明度、彩度の基準もございまして、図面を見させていただいたなかで我々としてもできるだけ（明度を）押させていただきますよう個別の行政指導としてさせていただこうかなと考えています。

会 長

はいよろしいでしょうか。

委 員

ありがとうございました。

会 長

大面積となると、少し黒っぽくなると感じてしまう。はい、ありがとうございます。他、なにかありませんか。

委 員

先ほどのBゾーンのところですが、以前にも説明があったと思うのですが北側に拡幅されているのは、近隣商業地域だから、あそこだけ拡幅される形になっているのでしょうか。

会 長

はい、どうぞ

事務局

元々、商業地域と住居系地域がございまして商業系と住居系が隣接すると（建築できる）建物に齟齬が生じてしまいますので、緩衝帯という形で近隣商業地域を設けたのが、今回の用途地域の変更でございます。

委 員

はい、わかりました。ありがとうございます。

会 長

はい、どうぞ。

委 員

色彩基準について、先ほど委員がおっしゃっておられたのですが、私色弱なんです。正直、この表を見ても実は、同じように見えるところが多々ありまして、そのような方にご説明する際、「わからない」こともあったのではないかと。どのようにご説明されたのでしょうか。

会 長

はい。

事務局

現在のところ、直接の事例は、ございませんが、まさにおっしゃるとおり、課題と考えてございます。あくまで、印象となりますができるだけ華美なものをご避けていただくよう、なかなか視覚でわからない部分を言葉を増やすかたちで、丁寧にご説明させていただきたいと感じています。

会 長

よろしいでしょうか。

委員

前も聞いたと思うけれど、「床面積」と「見付面積」との違いはなんですか。

会長

はい、いかがでしょうか。「見付面積」の説明をしてください。

事務局

正しいかどうかわかりませんが、例えば、立面図がございましたら、見えている部分の表面積と申しましょうかその部分が見付面積でございます。

委員

パワーポイントの資料7の18、19ページに見付面積のことがでてくる、単なる面積という言葉もでてくる。だが、例えば、18ページの1行目には、「床面積の合計が10平方メートルを超えるもの」これは理解できる。その次に下から2行目「外観の変更に係る施工部分の見付面積」とある。

この区別がよくわからない。いま、説明してもらってもよくわからんのです。

見付面積は、一般的に使う言葉ですか。

会長

いかがでしょうか。建築指導の方が詳しいと思いますが。

事務局

まず、1点目ですけど、「床面積の合計が10平方メートルを超えるもの」これは、建物を上部から見た「床面積」となりますが、「見付面積」と申しますのは、一番わかりやすく申しますと建物を「横から見たときの面積」のことです。

会長

立面上の面積が見付面積で、床に投影した面積が床面積となります。よろしいでしょうか。

委員

よくわかりました。もうひとつ、よろしいでしょうか。パワーポイント資料の17ページ「景観形成の方針」の上の◇型のところには、「品格と親しみが感じられる景観形成」とあるが、資料2の方の15ページの「景観形成の方針」では「品格と賑わいが感じられる景観形成」と違っている。

会長

どっちが正しいのですか。

事務局

申し訳ございません。パワーポイントの方が間違っております。正しくは、「品格と賑わい」でございます。

会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員

いまさらの質問で恐縮なんですけど、今回の景観重点地区は、市が整備する部分のみで、そこから先の対馬江交差点までは、景観重点地区にならないのでしょうか。

事務局

駅前から府道木屋門真線までにつきましては、市施行で優先して整備しているもので景観重点地区として取り組んでいますが。府施行の府道木屋門真線から西側につきましては、今後の事業の進捗にあわせ、今後、景観重点地区の検討をしてみたいと考え

てございます。

委員

ちょっと、気になったのは、資料2の30ページの「景観形成基準」のその他の一番下にある歩道部舗装は統一感のあるものとするというところがあり、今回の景観重点地区内は、たぶん問題ないと思うのですが、府施行の方に切り替わったところで、統一感が保てるのかなあということが、気になりましたので、こういう質問をさせていただきました。

会長

はい、ありがとうございます。いまの質問とも関連しているのですが、名称の付け方の(仮称)都市計画道路対馬江大利線沿道景観重点地区(市施行)とあるが、名称の付け方で(市施行)が一番後ろに付いてますが、本来は、都市計画道路のあとに(市施行)と入れないといけないのではないのでしょうか。ちょっと、(パワーポイントを)写してもらえませんか。市施行というのは、都市計画道路対馬江大利線の市施行分との意味ですね。ひよっとしたら、(仮称)都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区の方が理解しやすいのではないのでしょうか。

事務局

ご指摘をふまえ、精査したいと思います。

会長

もう、1点先ほどから、何回となく、延焼遮断効果が高いとあり、直接、景観とは関係ないのですが、延焼遮断効果というのは、幅員20メートルでは、無理で、幅員20メートルプラス沿道の不燃化が一体となって、延焼遮断効果が高まるというのが、本来の姿。

通常、沿道建築物を入れて幅員45メートル位あると延焼遮断帯としての機能が高いと定義されますけど、どうお考えなんでしょうか。20メートルの区間だけで延長遮断効果が高いと言われているのか、あるいは、沿道の不燃化と防火地区を含めて言われているのか。どう理解させているのかいかがでしょうか。

事務局

こちらは、密集住宅地区のなかを横断する道路ということで、将来交通量予測から、幅員25メートルから車線の減少と併せ幅員20メートルに変更されたところがございます。

道路の延焼遮断効果というのは、確か15メートル以上の幅員があれば、避難路や一定の延焼遮断効果が高まっていくことと、寝屋川市市域全域で準防火の指定をしており、さらに、防火街区整備地区計画を密集住宅地区において指定し、準耐火建築物等への建て替えを図っていくことと、それと、対馬江大利線の計画変更と併せて、沿道25メートルを近隣商業地域とすることで、沿道の高度利用を図るなどにより、沿道地域の防火についても図っていくということで、延焼遮断効果を高めていくと考えております。

会長

大阪府の防災に強いまちづくりガイドラインの策定に私も関係したんですが、そこで、避難路として幅員15メートル、延焼遮断帯は、基本的に沿道の建築物を含めて幅員45メートルとしています。そのへんを間違った説明をされないようにきっちり理解をしていただきたいと思うのです。ついつい、あやふやになるので、その辺をきっちりされている方がよい。ここで延焼遮断効果、延焼遮断効果(くり返し)がでてくるものですかから20メートルの沿道部が不燃化されないとこれは、担保できないということだと思いません。

はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料のA,B,C,Dゾーンは、はっきりわかるように資料作成していただくようにと、(市施行)の位置についてもはっきりさせた方がいいかもしれない。府施行の事業目途がたったら、景観重点地区を追加することをどこかで触れていた方がよいかもしれないですね。そのあたり、事務局の方でご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、つづきまして、次第2(3)の「寝屋川市屋外広告物条例による指定区域の追加(試案)」について、ご説明いただければと思います。

事務局

<次第2(3)屋外広告物区域追加指定(試案)>について説明>

会 長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、屋外広告物区域追加指定(試案)について、ご説明いただきましたけれど、何か、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

だいたい、いい事例が集まっていますが、優良事例集のようなものはあるのですか。

事務局

事例を集めているところです。このような場で紹介できればと思います。

会 長

たぶん、これから指導していくうえで、事例集があればわかりやすい。今日も、非常にわかりやすい効果的だと思いますので、うまく集められたらと思います。なにか、ございますでしょうか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、最後の報告事項ですけれど、次第2(4)「景観・屋外広告物に関するアンケート調査」について、ご説明いただければと思います。よろしく、お願いいたします。

事務局

<次第2(4)「景観・屋外広告物に関するアンケート調査」について説明>

会 長

ただ今、資料5、6を用いて、アンケート調査のご説明ございましたけれど、なにかお気づきの点ございますでしょうか。

委 員

資料5の調査票で、3番の項目「景観形成基準について」問6なんですけど、「景観形成基準とすべきではない」に「○」をするようになっているのですが、あえて「景観形成基準とすべきもの」の聞くのではなくその場合は、「○」でなく「×」にしておいた方がよいのではないのでしょうか。私も学生にこういうアンケートをすると問題の説明をよく読まずにポジティブなもの「○」、ネガティブなもの「×」という印象だけで、逆のことを回答する学生が多いので、他の問5とか問7は「○」を付けてこの問6だけ「×」を付けるので、それはそれで違和感があるのですが、付け間違いで逆の結果がでないようにするためにここは、「×」の方がよいかなと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。

事務局

ご指摘を踏まえ精査いたします。

委 員

この内容とは、全く関係ないのですが、参考までに教えていただきたいのですが、性別を聞いておられますが、2択で男性と女性しかありませんが、公の機関が出すアンケートでは、こういう状況なののでしょうか。私どももアンケートをするときにここが悩ましいことなんです。

事務局

いま、ご指摘されて、はっとした状況でございます。

会 長

どうぞ

事務局

ただ今のご指摘は、LGBTの方々のことと思います。このところに、もうひとつ、「回答しない」の項目を追加するなど、精査検討いたします。

会 長

どうですか。

委 員

(それで) 結構です。

会 長

大学でも、いろんな問題がございます。ほか、何かありませんか。私の方から1点、問8の「対馬江大利線」というのは、みんながわかるのですか。都市計画道路名称なのか、現道の名称がこの名称なのかどちらでしょうか。

事務局

ご指摘、いただいた内容で、分かりにくいこともありますので、補足を追加してアンケートを取らせてもらいたいと思います。

会 長

一般的には、なかなか都市計画道路の名称は、分からないものですから、現道として通常使われるいる言葉の方がいいと思うのです。カッコをつけて(都市計画道路) 対馬江大利線とされた方がわかりやすい。

事務局

ありがとうございます。

会 長

他、ありませんか。

委 員

アンケートは、何世帯位、お送りするのですか。希望とする返送率は、どれくらいですか。

事務局

関係権利者の方々、260件程度となっておりまして、例年25パーセント前後の返送率がこれまでの経験でございます。

委 員

それ位なんだろうと思うんですが、アンケートは、回答数が多いほど、より資料として役立つと思いますので、いままで、回答いただけてないような方にも、あと一押しできれば、プラスになるかなあとと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

これは、郵送配付、郵送回収ですか、それとも、自治会長さんを通じて、配付、回収

されるのですか。

事務局

土地、建物の権利者については、郵送させて頂きまして、関係団体の会長さん、店舗等やっておられる方にお持ちさせて頂こうかと考えています。

会 長

それで、(回収率は) だいぶ違ってくるんだらうと思います。単純に郵送配付、郵送回収では、25 パーセント前後しか集まらないですが、地元の団体を通じて頼めば、回収率が上がるかもしれません。

それと、アンケート調査について、コンパクトにされたので、1 ページ目 (表紙) を見ると漢字の割合が高いですが、大丈夫ですか。それが、気になるのですが。

事務局

再度、精査します。

会 長

ものすごく、漢字が多い気がしますので、よろしくをお願いします。

はい、よろしいでしょうか。あと、委員から指摘があった、「×」を付けるのは、抵抗があるので、「○」をつける設問にするのは、むずかしいでしょうか。

事務局

回答の付け方については、すべきでないものに「○」を付けて下さいでは、「○」をたくさん付けるのが面倒に感じられるのではないかとの思いから、このような表現としているものです。

会 長

一度、精査してみて下さい。性別の問題も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。今日予定しておりました報告案件(1)から(4)まで、意見交換できたのではないかと思います。よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。閉会したあと、現地視察となっておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

事務局

閉会にあたりまして、理事兼まち政策部長であります。茂福よりご挨拶申し上げます。

茂福理事

<閉会挨拶>

閉会

会議時間 1 時間 19 分